## 令和2年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日 令和2年9月8日

自治体名 (福祉事務所名)	大阪市	後発医薬品の数量シェア (令和元年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
(油缸事物別有)		「中間ルサロ月番直刀)	86.2%	80.0%	85.1%	-5.1%
<ul> <li>&lt;現在の状況&gt;</li> <li>1. 後発医薬品使用促進率の推移 令和元年6月診療分 調剤 89.1%、全体 85.1% 令和2年2月診療分 調剤 90.4%、全体 86.6%</li> <li>2. 関係機関への説明の状況</li> <li>○ 府医師会・府歯科医師会・府薬剤師会に説明を行い、関係機関と協力して実施。</li> </ul>			<ul> <li>〈対応方針〉 被保護者への説明 ○ 新たな医療扶助決定や新規保護開始時に後発品使用を周知徹底 ○ 指定医療機関又は指定薬局の説明を受けても先発医薬品を希望する被保護者に対しては、各実施機関のケースワーカー等が先発医薬品を希望する理由や主治医への相談状況を確認し、説明を実施 関係機関への説明 ○ 被保護者の個別の指導にあたっては、必要に応じて主治医や薬局に対して状況や患者の主訴等を確認し、連携する。</li> <li>薬局における備蓄について ・指定医療機関・指定薬局については、新規指定時・指定更新時等に周知。 ○ 後発医薬品の在庫が少ない薬局に対し、局配置の薬剤師が法改正の取組みや在庫の確保等の協力依頼。</li> <li>その他</li> </ul>			
<ul><li>○ 後発医薬品 (81.2%)で達成。</li><li>○ 指定医療機れない被保護者</li></ul>	<b>ミ関の説明を受けても後</b>	は、平成30年11月審査分 発医薬品に対する理解が得ら 継続して制度説明が必要。	<備考>			

※ 毎年度 80%達成を目指す。